

○ 預金保険法施行規則（昭和四十六年大蔵省令第二十八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものとは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（業務方法書の記載事項）</p> <p>第一条の二 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号。以下「法」という。）第三十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔一〇八の二 略〕</p> <p>九 法第二百二十七条第一項若しくは第二百二十八条においてそれぞれ準用する法第六十九条の三又は法第二百二十七条の二若しくは第二百二十八条の二の規定による資金の貸付け及び法第二百二十八条の三又は第二百二十九条の規定による資産の買取りに関する事項</p> <p>〔十〇十二 略〕</p> <p>（業務の継続の特例に係る承認申請書の添付書類）</p> <p>第二十四条 令第十四条第一項第四号及び第二十九条の二十四第一項第四号に規定する内閣府令・財務省令で定める書類は、法第六十七条第二項（法第二百二十六条の三十一及び附則第十五条の四第六</p>	<p>（業務方法書の記載事項）</p> <p>第一条の二 「同上」</p> <p>〔一〇八の二 同上〕</p> <p>九 法第二百二十七条若しくは第二百二十八条においてそれぞれ準用する法第六十九条の三又は法第二百二十七条の二若しくは第二百二十八条の二の規定による資金の貸付け及び法第二百二十九条の規定による資産の買取りに関する事項</p> <p>〔十〇十二 同上〕</p> <p>（業務の継続の承認申請書の添付書類）</p> <p>第二十四条 令第十四条第四号及び第二十九条の二十四第四号に規定する内閣府令・財務省令で定める書類は、法第六十七条第二項（法第二百二十六条の三十一及び附則第十五条の四第七項において</p>

七項において準用する場合を含む。次項及び第三十七条において同じ。）に規定する業務に係る取引の状況について知ることができる書面その他金融庁長官（労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等（法第二百二十六条の二第二項第一号に規定する労働金庫等子法人等をいう。第二十六条、第三十五条の十七の二及び第三十七条において同じ。）にあつては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等（法第二百二十六条の二第二項第一号に規定する商工組合子法人等をいう。第二十六条、第三十五条の十七の二及び第三十七条において同じ。）にあつては金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣とする。次項において同じ。）が必要と認める事項を記載した書面とする。

2 令第十四条第二項第三号及び第二十九条の二十四第二項第三号に規定する内閣府令・財務省令で定める書類は、法第六十七条第三項（法第二百二十六条の三十一及び附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。第三十七条において同じ。）の規定による同条第二項に規定する計画の変更の承認の申請時における同項に規定する業務に係る取引の状況について知ることができる書面その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面とする。

（決済債権者）

第二十四条の二 法第六十九条の四第一項に規定する内閣府令・財務省令で定める者は、法第二百二十六条の二第二項第一号に規定す

準用する場合を含む。第三十七条において同じ。）に規定する業務に係る取引の状況について知ることができる書面その他金融庁長官（労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等（法第二百二十六条の二第二項第一号に規定する労働金庫等子法人等をいう。第二十六条及び第三十七条において同じ。）にあつては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等（法第二百二十六条の二第二項第一号に規定する商工組合子法人等をいう。第二十六条及び第三十七条において同じ。）にあつては金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣とする。が必要と認める事項を記載した書面とする。

〔項を加える。〕

〔条を加える。〕

る外国銀行支店及び農林中央金庫とする。

(課税の特例を受けるための手続)

第三十五条の十七の二 法第三十五条第四項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同項の規定に該当するものであることについての金融庁長官（当該者が労働金庫等子法人等である場合にあつては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣とする。）の証明書であつて、当該登記に係る同項に規定する資本金の額の増加（第一号において「資本金の額の増加」という。）を行う者が令第三十三条の三各号に掲げる者であること及び次の各号に掲げる当該登記を受ける者の区分に応じ当該各号に定める事項の記載があるものを添付するものとする。

一 法第三十五条第四項第一号に掲げる者 次に掲げる当該資本金の額の増加を行う者の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ 令第三十三条の三第一号又は第三号に掲げる者 当該登記に係る資本金の額の増加が同条第一号イ若しくは第三号イに掲げる株式の引受けによるものであること又は当該登記に係る資本金の額の増加が同条第一号ロ若しくは第三号ロに掲げる株式の取得によるものであること及びこれらの株式の取得が同条第一号ロ若しくは第三号ロに規定する株式交換等によるものであること並びにこれらの株式の引受け又は取得に係

「条を加える。」

る法第百三十五条第四項に規定する決定の日

ロ 令第三十三条の三第二号又は第四号に掲げる者 当該登記に係る資本金の額の増加が同条第二号又は第四号に定める株式の引受けによるものであること及びこれらの株式の引受けに係る法第百三十五条第四項に規定する決定の日

二 法第百三十五条第四項第二号に掲げる者 当該登記に係る株式会社の設定が令第三十三条の三第一号イ又は第三号イに掲げる株式の引受けによる同条第一号の金融機関若しくは対象銀行持株会社等又は同条第三号の金融機関等の資本金の額の増加に伴うものであること、当該金融機関若しくは対象銀行持株会社等又は金融機関等が行う株式移転により当該株式会社が当該金融機関若しくは対象銀行持株会社等又は金融機関等の法第百三十五条第四項第二号に規定する株式移転設立完全親会社となつたこと及びこれらの株式の引受けに係る同項に規定する決定の日

(予備審査)

第三十七条 金融機関等は、法第六十一条第一項若しくは第二百二十六条の二十九第一項の認定、法第六十七条第二項若しくは第三項の承認又は法第八十条の二第一項、第八十条の三第一項若しくは第五項、第二百二十六条の二十五第一項、第二百二十六条の二十六第一項若しくは第五項の認可を受けようとするときは、当該認定、承認又は認可の申請をする際に金融庁長官又は財務局長（当該金

(予備審査)

第三十七条 金融機関等は、法第六十一条第一項若しくは第二百二十六条の二十九第一項の認定、法第六十七条第二項の承認又は法第八十条の二第一項、第八十条の三第一項若しくは第五項、第二百二十六条の二十五第一項、第二百二十六条の二十六第一項若しくは第五項の認可を受けようとするときは、当該認定、承認又は認可の申請をする際に金融庁長官又は財務局長（当該金融機関等が労働

融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあつては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣とする。以下この条において「金融庁長官等」という。）に提出すべき書類に準じた書類を金融庁長官等に提出して予備審査を求めることができる。

金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあつては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣とする。以下この条において「金融庁長官等」という。）に提出すべき書類に準じた書類を金融庁長官等に提出して予備審査を求めることができる。

別紙様式第1 (第19条関係)

保 険 料 計 算 書
 年度 _____
 (金融機関名)

科 目	金 額		
	決 済 用 預 金	一 般 預 金 等	合 計
I 預金等			千円
1 預金			
2 定期積金	—		
3 掛金	—		
4 元本の補填の契約をした金銭 信託(貸付信託を含む。)	—		
5 金融債	—		
[II~VII 略]			
保険料納付額			円
第1回納付額			
第2回納付額			

(備考)

[1~9 略]

担当部課名 _____ (電話番号) _____

担当者名 _____ (FAX番号) _____

別紙様式第1 (第19条関係)

保 険 料 計 算 書
 年度 _____
 (金融機関名)

科 目	金 額		
	決 済 用 預 金	一 般 預 金 等	合 計
I 預金等			千円
1 預金			
2 定期積金	—		
3 掛金	—		
4 指定金銭信託合同運用口及び 貸付信託	—		
5 金融債	—		
[II~VII 同左]			
保険料納付額			円
第1回納付額			
第2回納付額			

(備考)

[1~9 同左]

担当部課名 _____ (電話番号) _____

担当者名 _____ (FAX番号) _____

備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。